

おくやみハンドブック

～ご遺族のための手続きガイド～

— 茨城県石岡市 —



お知らせ

「おくやみ手続きのご案内文」を死亡届出人の方へお送りいたします

お亡くなりになられた後の石岡市役所での手続きについて、関係各課等から今後のお手続きの有無などについてとりまとめ、1週間～10日を目安に、下記のとおりお手紙「ご案内文」をお送りいたします。

1.市役所での手続き「おくやみ手続きのご案内文」の送付時期

死亡届お預かり後の1週間～10日を目安に送付いたします。
休日や祝日等をはさむ場合は多少遅れますことをご了承ください。

2.送付先

死亡届に記入された「届出人」の方宛

※例外となる送付されない方

- ①親族でない方（死亡届出人名が病院長や家屋管理人など）
- ②当市以外（本籍地などの市区町村）へ死亡届を出した方
(②はご希望によりお送りします。送付先をご連絡ください。)

3.お手紙でお伝えする主な内容

- 手続きの際に必要になるご遺族の持ち物リスト
- 故人の物で市役所にご返還（持参）いただくもの
- 手続きの有無などについてお知らせする内容（主なもの）
 - ・公的年金
 - ・市が窓口の健康保険（葬祭費ほか）
 - ・介護保険
 - ・税務課の市税（相続人代表者届ほか）
 - ・軽自動車
 - ・上水道・下水道
 - ・口座振替

4.おくやみ窓口のご予約方法等について

おくやみ窓口のご予約は、「おくやみ手続きのご案内文」を死亡届出人の方へお送りいたしますので、届くまでお待ちください。

なお、準備の都合上、ご利用希望日の1週間前までにご連絡ください。

【お問合せ先・予約先】
石岡市役所 市民課 おくやみ窓口
☎ 0299-23-7307

ご遺族の皆様へ

このたびのご親族のご逝去を悼み、謹んでおくやみ申し上げます。

さて、ご遺族の皆様におかれましては、今後、年金や保険・相続など
さまざまな申請や届出をいただく手続きが生じてくるかと存じます。

石岡市では、少しでもご遺族の皆様のご負担を減らし、そして各担当
課への手続きがスムーズにすみますよう「おくやみハンドブック」を作成
しましたのでご活用ください。

石岡市長

目次

お知らせ	P.2
1 ご遺族にご用意いただくもの	P.3
2 市役所での主な手続き	P.4
3 市役所以外で行う主な手続き	P.13
4 亡くなられた方の住民票の除票、戸籍について	P.14
5 よくあるご質問	P.16
6 案内図	P.17
7 委任状様式	P.18

2 市役所での主な手続き

世帯の状況等により、必要書類や手続きが異なる場合があります。
詳しくは、担当課窓口へお問い合わせください。

(1) 住民登録

チェック	主な手続き	手続き内容・持ち物など	担当課
<input type="checkbox"/>	世帯主の変更	<p>《手続き内容》 3人以上の世帯で、世帯主が亡くなられた場合、新たに世帯主を決めていただく必要があります。</p> <p>※2人世帯で世帯主が亡くなられた場合は、自動的にもう1人の方が世帯主となりますので、手続きは不要です。</p> <p>《お持ちいただく物》 <input type="checkbox"/>窓口にお越しの際の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証など) <input type="checkbox"/>委任状(別世帯の方が手続きする場合)</p>	
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証の返納 住民基本台帳カードの返納	亡くなられた時点でカードは失効します。 市役所へお越しの際に返納してください。	市民課 (本庁) 又は 市民窓口課 (支所)
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードの返納 通知カードの返納	金融機関、保険などの各種手続きに、亡くなられた方のマイナンバーカード又は通知カードの提示が求められる場合があります。 全ての手続きが完了した後、返納してください。	
<input type="checkbox"/>	住民票の除票・戸籍謄本の請求	詳しくは14ページをご参照ください。 ※郵送での請求方法については、市民課へお問い合わせください。 ※戸籍の内容については、市民課へお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/>	在留カード・特別永住者証明書・旧外国人登録証明書の返納	市民課の窓口でのお預かり、または東京出入国在留管理局水戸出張所に直接ご返納いただくことができます。失効した在留カードの還付をご希望の場合は東京出入国在留管理局水戸出張所へお問い合わせください。 東京出入国在留管理局水戸出張所 ☎ 029-300-3601	

1 ご遺族にご用意いただくもの

手続きの際、窓口にお越しいただいた方の本人確認を行っています。
必ず本人確認ができる書類をお持ちください。

<窓口にお越しいただく方の本人確認>

本人確認書類

- ・官公署が発行した写真付きのものは1点
 例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど
- ・上記以外のものは2点
 例：被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳など

<その他必要となるもの>

認印（スタンプ印は不可）

預金通帳又はキャッシュカード

委任状（戸籍、住民票など代理人が請求する場合）

その他担当課から事前に連絡のあった書類

※亡くなられた方に関する手続き、持ち物など詳細については、次ページ以降をご参照ください。

memo

チェック	主な手続き	手続き内容・持ち物など	担当課
<input type="checkbox"/>	未支給年金の支給	<p>《手続き内容》</p> <p>年金を受けていた方が亡くなった時に、まだ受け取っていない年金を、その人と生計を同じくしていた遺族が未支給分の年金として請求します。</p> <p>《お持ちいただく物》</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>亡くなられた方の年金証書 <input type="checkbox"/>請求者の戸籍謄本 <input type="checkbox"/>住民票除票…個人番号（マイナンバー）で省略可 <input type="checkbox"/>請求者の世帯全員の住民票 …個人番号（マイナンバー）で省略可 <input type="checkbox"/>請求者の預金通帳又はキャッシュカード <p>※請求できる遺族の範囲など、詳しくは保険年金課へお問い合わせください。</p>	保険年金課 (本庁) 又は 市民窓口課 (支所)
<input type="checkbox"/>	遺族年金	詳しくは土浦年金事務所へお問い合わせください。 →13ページをご参照ください。	

memo

(2) 国民健康保険・後期高齢者医療制度・年金

チェック	主な手続き	手続き内容・持ち物など	担当課
<input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者証	<p>※手続き内容</p> <p>国民健康保険被保険者証の返納</p> <p>※お持ちいただく物</p> <p><input type="checkbox"/>亡くなられた方の国民健康保険被保険者証</p> <p><input type="checkbox"/>来庁者の本人確認書類</p> <p>世帯主が亡くなられた場合</p> <p><input type="checkbox"/>亡くなられた世帯主と同一世帯の国民健康保険加入者全員分の被保険者証</p> <p>※注意事項</p> <p>世帯主が亡くなられた場合で、同一世帯に石岡市国民健康保険加入者がいるときは、世帯主変更に伴う被保険者証の差替えが必要です。</p>	
<input type="checkbox"/>	国民健康保険の葬祭費支給申請等	<p>※手続き内容</p> <p>国民健康保険被保険者の方が亡くなられ、葬儀を執り行った際、<u>喪主の方</u>に対し葬祭費として50,000円を支給します。</p> <p>また、保険税が納めすぎとなった場合は、<u>相続人代表者様</u>へ納めすぎた分をお返しいたします。</p> <p>なお、喪主の方の保険税に納め忘れがある場合は、納税相談を行ったうえで、現金支給となることがあります。</p> <p>※お持ちいただく物</p> <p><input type="checkbox"/>会葬礼状又は葬儀の領収書等（喪主の方及び亡くなられた方の氏名が確認できるもの）</p> <p><input type="checkbox"/>喪主の方の振込先口座のわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/>喪主の方の個人番号（マイナンバー）のわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/>相続人代表者様の振込先口座のわかるもの</p>	保険年金課 (本庁) 又は 市民窓口課 (支所)
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療の葬祭費支給申請等	<p>※手続き内容</p> <p>茨城県後期高齢者医療広域連合では、<u>喪主の方</u>に葬祭費として50,000円を支給します。</p> <p>また、保険料が納めすぎとなった場合は、<u>相続人代表者様</u>へ納めすぎた分をお返しいたします。</p> <p>なお、保険料等に納め忘れがある場合には、葬祭費手続きの際に納付のご相談をしていただくことがあります。</p> <p>※お持ちいただく物</p> <p><input type="checkbox"/>後期高齢者医療被保険者証</p> <p><input type="checkbox"/>会葬礼状又は葬儀の領収書等（喪主の方及び亡くなられた方の氏名が確認できるもの）</p> <p><input type="checkbox"/>喪主の方の振込先口座のわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/>喪主の方の認印(スタンプ印は不可)</p> <p><input type="checkbox"/>相続人代表者様の振込先口座のわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/>相続人代表者様の認印(スタンプ印は不可)</p>	

(4) 税金

チェック	主な手続き	手続き内容・持ち物など	担当課
<input type="checkbox"/>	相続人代表者指定 (変更) 届	《手続き内容》 納税義務者が亡くなられた場合は期限までに(相続の完了するまで)、賦課徴収等に関する書類を受領する代表者が必要です。	
<input type="checkbox"/>	補充家屋所有者変更 届	法務局で登記手続きをされていない建物(未登記家屋)の所有権を移転するために必要です。 ①～⑤までの書類(写し可)を添付の上ご提出ください。 ①出生から亡くなれるまでの戸籍(被相続人) ②戸籍謄本(相続人全員) ③相続を証する書類(遺産分割協議書等) ④印鑑証明書(相続人全員) ⑤住民票の写し(不動産を相続する相続人全員《市内在住者は不要》)	税務課 (本庁) 又は 市民窓口課 (支所)
<input type="checkbox"/>	市・県民税	市・県民税はその年の1月1日現在に生存し、前年に一定以上の所得があれば課税の対象です。	
<input type="checkbox"/>	二輪(125cc以下)・農耕車等の廃車・名義変更	125cc以下の二輪(バイク)・農耕車等の所有者が亡くなられたときは、廃車や名義変更が必要です。	
<input type="checkbox"/>	軽自動車三輪・四輪 (660cc以下)	詳しくは軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所へお問い合わせください。→13ページをご参照ください。	
<input type="checkbox"/>	二輪(125cc超)	詳しくは茨城運輸支局自動車検査登録事務所へお問い合わせください。→13ページをご参照ください。	

※市税等を金融機関から口座振替している場合、金融機関で口座の変更手続きが必要な場合があります。

memo

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

(3) 福祉(高齢介護・障害福祉など)

チェック	主な手続き	手続き内容・持ち物など	担当課
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証	<p>《手続き内容》 介護保険被保険者証の返納 また、保険料の精算については、相続人代表者様に手続きしていただく書類がありますので、下記のものをお持ちください。</p> <p>《お持ちいただく物》 <input type="checkbox"/>介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/>負担割合証、負担限度額認定証（認定がある方のみ） <input type="checkbox"/>相続人代表者の方の口座が分かるもの </p>	介護保険室 (本庁) 又は 市民窓口課 (支所)
<input type="checkbox"/>	一人暮らし (高齢者)	一人暮らしの高齢者を対象としたサービス（緊急通報システム・配食サービス・愛の定期便・電話基本料扶助等）を受けていた方。 詳しくは高齢福祉課へお問い合わせください。	高齢福祉課 (本庁) 又は 市民窓口課 (支所)
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳・療育手帳	<p>《手続き内容》 身体障害者手帳・療育手帳の返納</p> <p>《お持ちいただく物》 <input type="checkbox"/>身体障害者手帳・療育手帳 </p>	社会福祉課 (本庁) 又は 市民窓口課 (支所)
<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済	加入者もしくは受給者が亡くなられたとき。 詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。	社会福祉課 (本庁) 又は 市民窓口課 (支所)

memo

チェック	主な手続き	手続き内容・持ち物など	担当課
<input type="checkbox"/>	医療福祉費受給者証 (ひとり親マル福)	<p>※手続き内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者が亡くなられたことで資格が発生する場合 →ひとり親家庭医療費助成申請 亡くなられた方がすでに受給者の場合 →医療福祉費受給者証の返納又は変更 <p>※お持ちいただく物</p> <ul style="list-style-type: none"> □医療福祉費受給者証 □健康保険証 <p>※注意事項 申請者の所得額によって制度が受けられない場合があります。事前に担当課へご相談ください。</p>	保険年金課 (本庁) 又は 市民窓口課 (支所)
<input type="checkbox"/>	保育所等認定変更・退所	<p>※手続き内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者が亡くなり、ひとり親になった場合 →支給認定変更申請 入所中の児童が亡くなった場合 →退所届 <p>※保護者に変更がある場合、保育料等の金額が変更になる場合があります。詳しくは担当課へお問い合わせください。</p>	こども福祉課 (本庁) 又は 市民窓口課 (支所)
<input type="checkbox"/>	就学援助	<p>※手続き内容</p> <p>就学援助を受けている保護者又は児童生徒（小・中学生）、同居のご家族が亡くなられたときは、お知らせください。</p>	教育総務課 (支所)

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(5)子育て・教育

チェック	主な手続き	手続き内容・持ち物など	担当課
<input type="checkbox"/>	児童手当	<p>≪手続き内容≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方が受給者の場合 →受給者変更及び未支給分の請求 ・亡くなられた方が受給児童の場合 →額改定手続 <p>≪お持ちいただく物≫</p> <p>受給者変更の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>児童名義の口座がわかるもの <input type="checkbox"/>新しい受給者名義の口座がわかるもの <p>※児童が複数いる場合は、いずれかの児童の口座がわかるものをお持ちください。</p>	
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当	<p>≪手続き内容≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者が亡くなり、ひとり親になった場合 →児童扶養手当申請 ・亡くなられた方が受給者の場合 →未支給分の請求 ・亡くなられた方が受給児童の場合 →消滅又は額改定手続 <p>≪お持ちいただく物≫</p> <p>申請の場合</p> <p>※場合によって異なるため、来庁時にご説明します。</p> <p>請求・消滅・額改定の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>児童扶養手当証書 <p>※遺族年金や申請者の所得などによって受給できない場合があります。詳細は担当課へご相談ください。</p>	こども福祉課 (本庁) 又は 市民窓口課 (支所)
<input type="checkbox"/>	医療福祉費受給者証 (小児マル福)	<p>≪手続き内容≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方が18歳以下の場合 →医療福祉費受給者証の返納 <p>≪お持ちいただく物≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>医療福祉費受給者証 	保険年金課 (本庁) 又は 市民窓口課 (支所)

memo

チェック	主な手続き	手続き内容・持ち物など	担当課
<input type="checkbox"/>	水道の手続き	<p>《お問合せ先》</p> <p><input type="checkbox"/> 石岡地区：湖北水道企業団お客様サービスセンター</p> <p><input type="checkbox"/> 八郷地区:八郷水道事務所（水道課）</p> <p>《手続き内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道の使用を継続する場合 <p><input type="checkbox"/> 給水装置所有者変更届</p> <p><input type="checkbox"/> 給水装置使用者変更届</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道の使用をやめる場合 <p><input type="checkbox"/> 給水装置使用中止届</p> <p>※水道料金を金融機関から口座振替している場合は 金融機関で口座の変更手続きが必要です。</p>	<p>湖北水道企業団 お客様サービスセンター ☎ 24-5558</p> <p>八郷水道事務所 (水道課) ☎ 43-1118</p>
<input type="checkbox"/>	下水道（又は農業集落排水）の名義変更	<p>《お問合せ先》</p> <p><input type="checkbox"/> 石岡地区：湖北水道企業団お客様サービスセンター ※閑川地区のみ下水道課受付</p> <p><input type="checkbox"/> 八郷地区:下水道課</p> <p>《手続き内容》</p> <p>【下水道】 <input type="checkbox"/> 公共下水道使用者変更届</p> <p>【農集排】 <input type="checkbox"/> 農業集落排水施設使用者 (住所・氏名) 変更届</p> <p>《八郷地区下水道、東成井・恋瀬地区農集のみ》</p> <p>【下水道】 <input type="checkbox"/> 公共下水道使用者変更届</p> <p>【農集排】 <input type="checkbox"/> 排水施設使用世帯員変更届</p> <p>※使用料金を金融機関から口座振替している場合は 金融機関で口座の変更手続きが必要です。</p> <p>※下水道受益者負担金を納入中の方は「受益者変更届」を提出してください。また、下水道受益者負担金を金融機関から口座振替している場合は金融機関で口座の変更手続きが必要です。</p>	<p>湖北水道企業団 お客様サービスセンター ☎ 24-5558</p> <p>下水道課 (本庁)</p>

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(6) くらし

チェック	主な手続き	手続き内容・持ち物など	担当課
<input type="checkbox"/>	防災ラジオ	<p>《手続き内容》</p> <p>貸与申請者が亡くなられた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしの場合 →防災ラジオ返還届 ・引き続きご家族の方が使用する場合 →防災ラジオ申請事項変更届 <p>《お持ちいただく物》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災ラジオ返還の場合 <p><input type="checkbox"/>防災ラジオ</p> <p><input type="checkbox"/>A Cアダプター</p>	防災危機 管理課 (本庁)
<input type="checkbox"/>	市営霊園納骨手続き	<p>市営霊園（龍神山霊園・半ノ木霊園）に納骨する際には事前に手続きが必要です。</p> <p>《お持ちいただく物》</p> <p><input type="checkbox"/>使用許可証</p> <p><input type="checkbox"/>埋火葬許可証</p> <p>※使用許可証を紛失した場合には再交付できます。 手数料：100円 市営霊園以外への納骨については各墓地の管理者へお問合せください。</p>	生活環境課 (本庁)
<input type="checkbox"/>	市営霊園承継手続き	<p>市営霊園（龍神山霊園・半ノ木霊園）の使用者が亡くなられたときは、承継の手続きが必要です。</p> <p>《お持ちいただく物》</p> <p><input type="checkbox"/>使用許可証</p> <p><input type="checkbox"/>現使用者と新使用者の関係がわかる戸籍謄本等</p> <p>※使用許可証を紛失した場合には再交付できます。 手数料：100円</p>	
<input type="checkbox"/>	飼犬の登録事項変更届	飼犬登録者が亡くなられたときは、飼主変更の届出が必要です。	
<input type="checkbox"/>	農地の相続の届出	法務局で相続登記が完了し、農地の所有権を取得した場合は、農業委員会への届出が必要です。	農業委員会 事務局 (支所)
<input type="checkbox"/>	森林の相続の届出	相続により森林の土地を取得した場合は、森林の所在する市町村に届出が必要です。	農政課 (支所)

memo

.....

.....

.....

4 亡くなられた方の住民票の除票、戸籍について

◆ 請求に係る手数料<石岡市の場合>

1通につき

住民票の除票	戸籍謄本または戸籍抄本	除籍謄本または除籍抄本
300円	450円	750円

◆ 住民票の除票

死亡に伴う手続きに提出が必要となる場合に限り、請求することができます。

請求できる方

相続人など利害関係人です。利害関係人でなければ、亡くなられた方と同一世帯であっても利害関係人からの委任状が必要です。

請求に必要なもの

- 窓口にお越しいただく方の本人確認書類（3ページ参照）
- 亡くなられた方と親族関係にある場合は、その関係が確認できる戸籍謄本など
※関係性を石岡市にある戸籍などで確認できる場合は不要です。
- 親族以外の利害関係人であることを確認できる書類
- 発行をご希望される各証明書交付手数料

※死亡届が石岡市以外の市区町村に提出された場合は、住民票の反映に時間を要することがあります。

memo

3 市役所以外で行う主な手続き

市役所以外の手続きについては、直接お問い合わせください。

チェック	主な手続き	お問合せ先
<input type="checkbox"/>	電気・ガス・インターネットなどの名義変更・解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	携帯電話、固定電話の契約承継・解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	NHK受信料の名義変更・解約	NHKフリーダイヤル窓口 ☎ 0120-151-515
<input type="checkbox"/>	クレジットカードの解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	生命保険などの請求	加入の生命保険会社など
<input type="checkbox"/>	簡易保険の請求	かんぽコールセンター ☎ 0120-552-950
<input type="checkbox"/>	不動産登記・相続関係	水戸地方法務局土浦支局 ☎ 029-821-0792 (相続登記申請、法定相続情報証明制度など)
<input type="checkbox"/>		茨城司法書士会 ☎ 029-225-0111 (相続登記、法定相続情報証明制度などについての相談)
<input type="checkbox"/>	株式、投資信託などの名義変更	会社、信託銀行、証券会社など
<input type="checkbox"/>	普通自動車・二輪軽自動車(125cc超250cc以下)・二輪小型自動車(250cc超)の名義変更・廃車	茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2018
<input type="checkbox"/>	三輪・四輪の軽自動車の名義変更・廃車	軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所 ☎ 050-3816-3106
<input type="checkbox"/>	運転免許証の返納	石岡警察署 ☎ 0299-28-0110
<input type="checkbox"/>		茨城県警察運転免許センター ☎ 029-293-8811
<input type="checkbox"/>	厚生(共済)年金や遺族年金の請求など	日本年金機構ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165
<input type="checkbox"/>		土浦年金事務所 ☎ 029-825-1170
<input type="checkbox"/>	預金口座などの相続手続き	各金融機関
<input type="checkbox"/>	国税(所得税など)関係の相続・申告	土浦税務署 ☎ 029-822-1100
<input type="checkbox"/>	農業者年金加入者又は受給者の死亡届	JA やまと ☎ 0299-43-1101 JA 新ひたち野 ☎ 0299-56-5800

※この一覧表は、参考としてのものですので、ご自身で今一度お確かめください。

5 よくあるご質問

Q1. 戸籍謄本と戸籍抄本の違いは？

- A. 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）は、戸籍に載っている方全員の証明書です。これに対し、戸籍抄本（戸籍一部事項証明書）は戸籍を取得したい方のみ表示された証明書になります。どちらも記載内容は同じです。

Q2. 戸籍謄本と除籍謄本の違いは？

- A. 戸籍謄本は、その戸籍に現在も在籍している方がいる戸籍です。これに対し、除籍謄本は婚姻や死亡により除籍となりその戸籍から全員が除籍になった戸籍です。

Q3. 死亡事項が記載された戸籍はいつ取れますか？

- A. 死亡届を死亡者の本籍地である石岡市に提出された場合は、提出日から約1週間で請求可能となります。ただし、本籍地である石岡市以外の市区町村に提出された場合は、受付をした市区町村が事務処理をした後、本籍地である石岡市へ死亡届を郵送するため、さらに時間を要します。
受付する市町村によって本籍地へ郵送するまでの時間は異なりますが、死亡届提出後約2週間で発行可能です。お急ぎの場合は市民課戸籍担当までご相談ください。

Q4. 石岡市に本籍がない場合でも戸籍の請求はできますか？

- A. 戸籍謄本又は戸籍抄本は本籍地のある市区町村でのみ発行が可能です。郵送にて請求することもできます。詳しくは、本籍地のある市区町村へお問い合わせください。

Q5. 筆頭者が亡くなったのですが、筆頭者はだれになりますか？

- A. 亡くなられた方は、除籍になりますが、筆頭者（戸籍の最初に記載されている人）は今後も変わりません。戸籍請求する場合の筆頭者名は、今まで通り亡くなられた方の氏名をご記入ください。

◆ 戸籍について

戸籍謄本や除籍謄本などは、本籍のある市区町村に請求してください。

死亡届を提出されてから死亡事項の記載された戸籍が出来上がるまで時間がかかります。お急ぎの場合は本籍のある市区町村の戸籍係までご相談ください。詳しくは、次のページの「5 よくあるご質問」をご参照ください。

請求できる方

- ・亡くなられた方の配偶者、直系血族、同じ戸籍の方
※直系血族とは「子、両親、孫、祖父母など」です。
- ・利害関係人

請求に必要なもの

- 窓口にお越しいただく方の本人確認書類（3ページ参照）
- 亡くなられた方と親族関係にある場合は、その関係が確認できる戸籍謄本など
※関係性を石岡市にある戸籍などで確認できる場合は不要です。
- 手数料

※戸籍は1通で出生から死亡まで全てのことが記載されているとは限りません。どのようなことが書かれた戸籍が必要なのかを事前に提出先にご確認の上ご請求ください。

〔(例) ・死亡日が記載されているもの
　　・出生から死亡までの一連の戸籍 など〕

memo

7 委任状様式（死亡に伴う手続き用）

委 任 状

令和 年 月 日

石岡市長 宛

本 人 (委任者)	住 所
	氏 名
	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日
	連絡先電話番号

私は、次の者を代理人と定め、下記委任事項の手続きを委任します。

代 理 人 (窓口に行く人)	住 所
	氏 名

キリストリ線

【委任事項】

- 住民異動の手続き（転居・世帯主変更等）に関する一切の権限
- の死亡に伴う未支給年金または遺族年金の請求及び相続手続きに必要となる戸籍(除籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限
- 国民年金に関する手続き
- 国民健康保険・後期高齢者医療制度に関する手続き
- 介護保険に関する手続き
- 市税に関する証明書の交付申請及び受領に関する権限
- 遺族年金用：所得証明書 年度分 通
- 相続登記用：固定資産評価証明書 年度分 通
- (土地:全部・一部) (家屋:全部・一部) 各 通
- その他 ()

【証明書請求の場合にはその理由をご記入ください】

〔

〕

《注意事項》

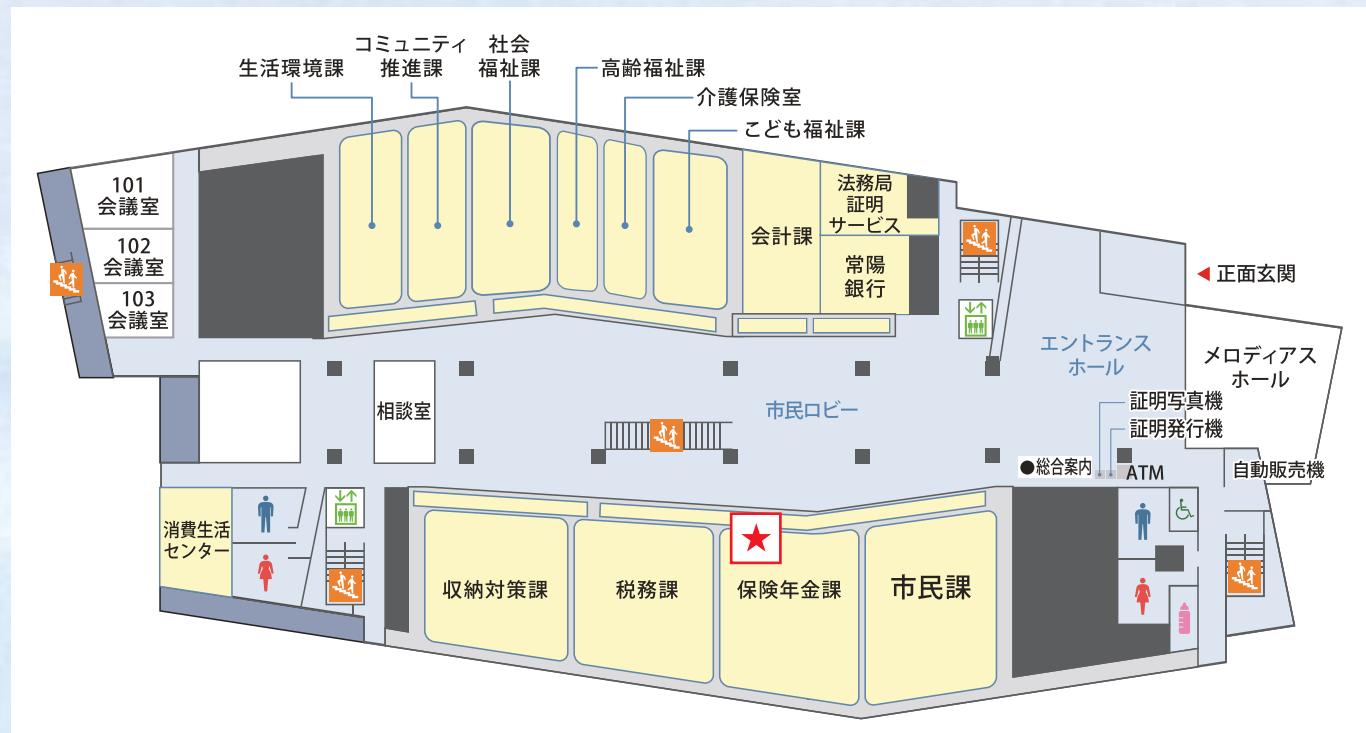
- *委任状は、必ず委任する本人が作成してください。消せるボールペンでは書かないでください。
- *パソコン等で作成される場合、委任する人の氏名は自署又は記名押印してください。
- *代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）をご提示ください。

6 案内図

本庁舎1階

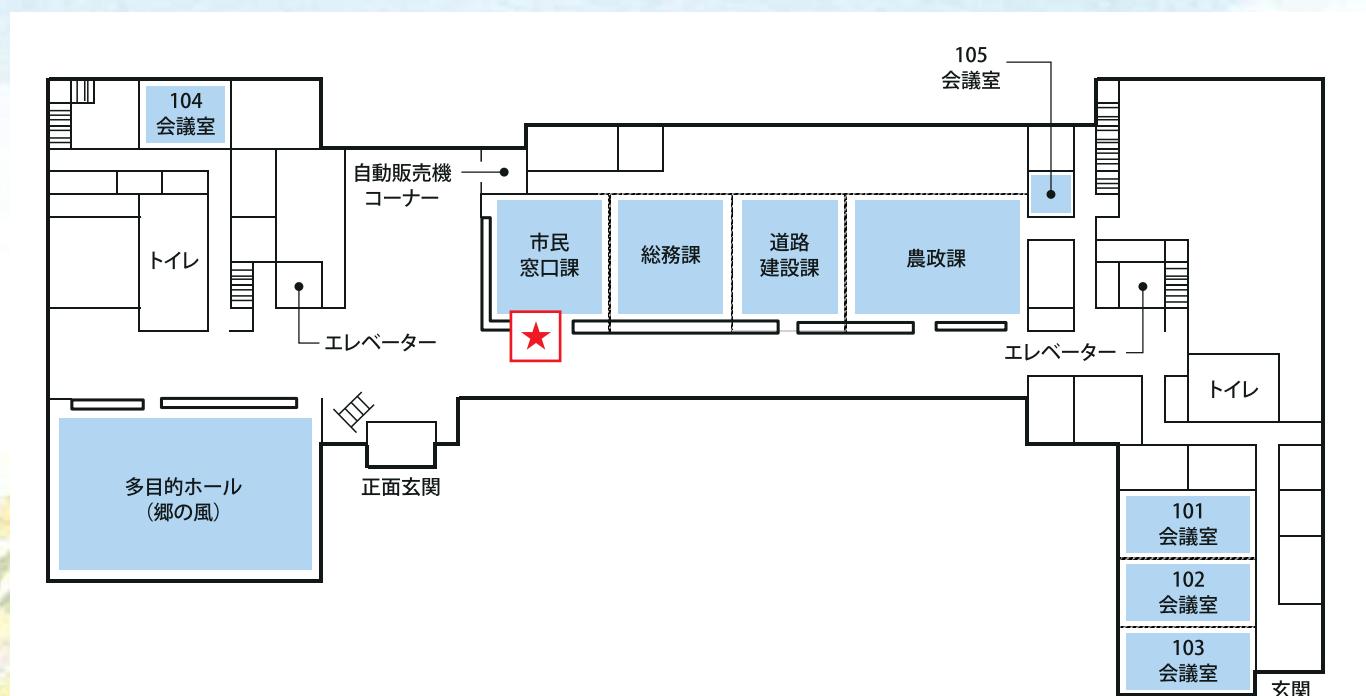
★= おくやみ窓口設置場所

〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1
☎ 0299-23-1111



八郷総合支所

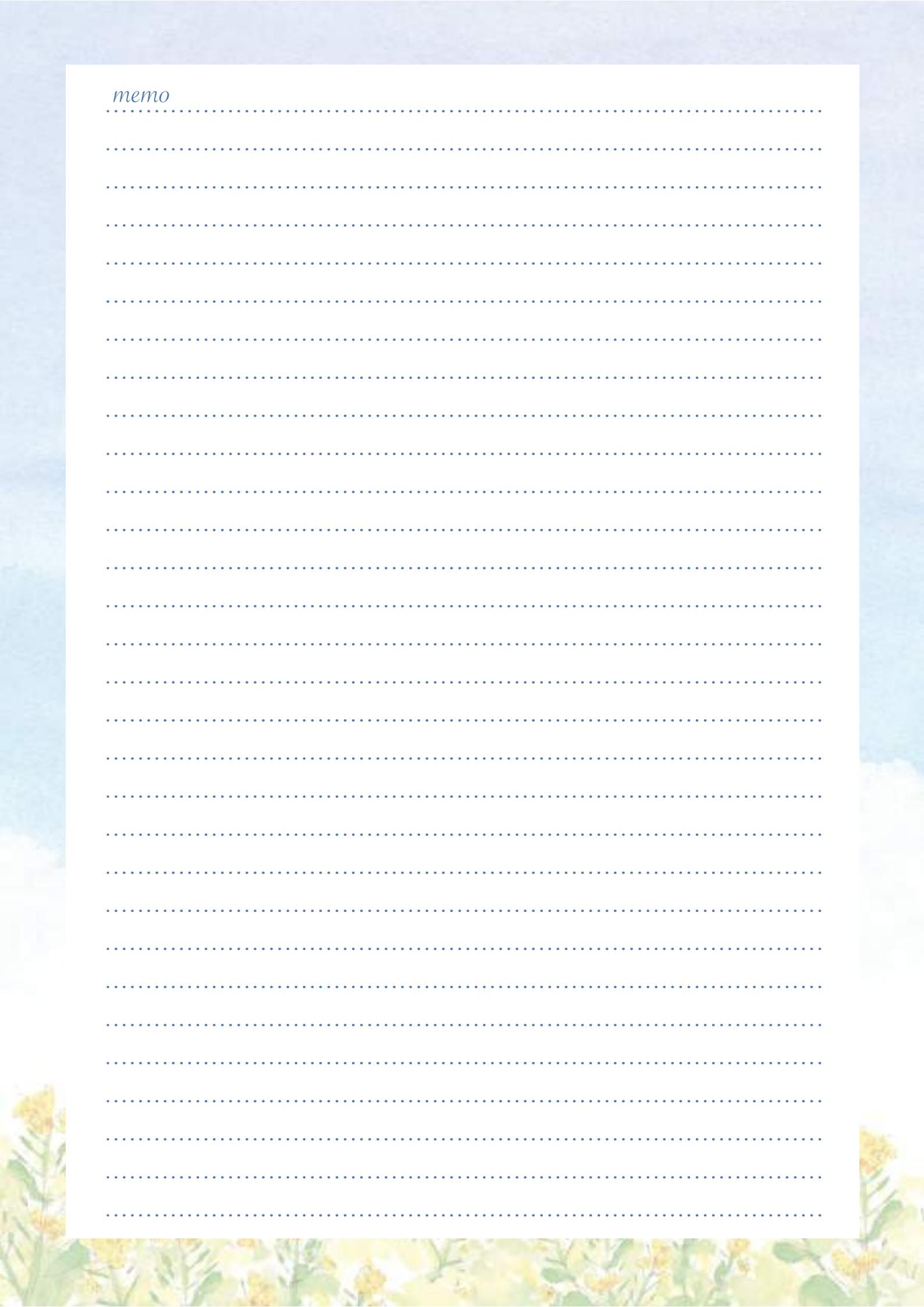
〒315-0195 茨城県石岡市柿岡5680番地1
☎ 0299-43-1111



memo



memo



おひとりさま・おふたりさまのための

身元保証 生前準備 パック

ひとり暮らし

子どもがいない

頼れる身内がいない

誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで
ワンストップでお手伝いします

元気なうちに事前準備をしておかないと…

施設入居・入院

身元保証人がおらず
高齢者住宅や介護施設へ入居できない



病気・認知症

認知症になってしまった場合に、役所での手続きや
お金の管理を行ってくれる人がいない



葬儀・お墓

自分が希望する形の
葬儀や納骨・供養を行ってくれる人がいない



身元保証・生前準備パックならまとめてお手伝い

施設入居・入院

身元保証

介護施設や病院への入居・入院時に
身元保証人を引き受け

認知症

任意後見契約

認知症発症時に、支払や手続き・
契約行為を代行

葬儀・お墓

死後事務委任

葬儀や納骨・供養の希望を
聞いてご逝去後も確実に実行

お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた
生前準備パック



専門家・専門機関とともにオーダーメイドでご用意します!



ご案内・ご相談からご紹介まで完全無料！



0120-982-219

[受付時間]

9:00～17:30(年中無休)

※年末年始を除く

お問合せ・
お申し込みフォーム
はこちら



※「身元保証・生前準備パック」ではお客様のご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。
専門事業者とのご契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。
※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

相続手続き お困り事はありませんか？



日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん

＼あなたの「困った」をサポートします／

—— 頑張るあなたのサポーター ——

若山行政書士事務所

〒315-0116 茨城県石岡市柿岡2323番地

TEL: 0299-43-0536

午前9:00～午後6:00 (年中無休)

FAX: 050-3488-4483 メール: gyosho-info@yasawaka.net

茨城県石岡市役所

〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1

TEL 0299-23-1111 (代表)

令和6年1月発行 編集:生活環境部市民課

